○ 農林水産省 令第三号

農薬取締 法 \mathcal{O} 部を改正する法律 (平成三十年法律第五十三号) の施行に伴い、 及び農薬取締法 昭 和二

十三年 法律第八十二号) 第二十五条第一 項の 規定に基づき、 農薬取: 総締法 .. の 一 部を改正する法律の施 行に伴う

農林水産省・環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

農林水産大臣 吉川 貴盛

環境大臣 原田 義昭

農薬取る 締法の一 部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・ 環境省関係省令の整備に関する省令

(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正)

第一条 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令(平成十五年農林水産省令第五号)の一部を次の

ように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応

する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 る規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加え、 改正後欄に掲げ 改正前

欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを削る。

等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する使用の生産に用いる場合には、規則第七条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有十三条第二項第四号に規定する生育期間において、次の 裁農薬を使用しないこと。	合には、規則第十四条第二項使用回数の表示のある種苗を平成十年農林水産省令第八十数を超えて農薬を使用しない第四号に規定する生育期間にこと。
の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。下「規則」という。)第七条第二項第二号に規定する希釈倍三 農薬取締法施行規則(昭和二十六年農林省令第二十一号。一・二 (略) 「食用農作物等」という。)に農薬を使用するときは、次に第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等(表示事項の遵守)	数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないことう。
五・六 (略) すること。 すること。 一	五・六 (略)
用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。三、農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利一・二 (略)薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。(農薬使用者の責務)	れる畜産物の利用が原因となって人に被害が生じないようにす三、農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産さー・二、(略)薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。(農薬使用者の責務)
改正前	改正後

示された使用回数を控除 定する含有する 効 成 分の いした回 種類ごとの 総 使 用 口 数 か 5 当 該 表

イの場合以 外の場合には、 規則第十四名 条 第二 数 項 第 五. 号に 規

定する含有する有効成

の分の種

|類ごとの総使用回

2

2 号に掲げる事項に従って け 農薬使用者は、 ればならない。 農薬取 農薬を安全か 締法第十六条第四号、 適 正 一に使用さ 第九 Rするよう努め パ号及び第十一

ルフ場における農薬 0) 使 用)

第 する。 事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提ときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる 出しなければならない。 五. 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとする これを変更しようとするときも、 同 ...様と 第

略

2 するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。 項の 農薬使用 者 は ル フ 場 0) 外に農 薬が 流 出 することを 防

宅地等における農薬の使用)

第 とを防止するために必要な措置を講じるよう努めなけ 近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散するこ 人が居住し、 農薬使用者は、住宅、 滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに、用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の れ ば ならな

(水田における農薬の使用

第 七条 農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう なけ 農薬使用者は、 ればならない。 水田において農薬を使用するときは、 当該 努

覆を要する農薬の 用

> された使用回数を控除した回数する含有する有効成分の種類ご 類ごとの総 使 用 口 数 気から 当 該

> > 表

する含有する有効成分の種類ごとの総 イの場合以外の場合には、 規則 第 七 使 条 用 第 口 数 項 第 Ŧī. 号に 規

年 · 月を 農 薬使用者は、 過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。 農薬取締法第七条第十二号に規 定 する最終 有

(ゴルフ場に おける農薬の (使用)

な 事 ときは、 五. 条 らない。 項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなけ 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとす 毎年度、 これを変更しようとするときも、 (薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければ使用しようとする最初の日までに、次に掲げる 同様とする。

略

(新設)

(住宅地等における農薬の使用)

第 六条 するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。 土 地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防 農薬使用者は、 住宅の用に供する土地及びこれに近 する 止

(水田における農薬の使用)

第 七条 するときは、 を講じるよう努めなければならない。 きは、当該農薬が流出することを防患薬使用者は、水田において別表第 止するために必要な措 一に掲げる農薬を使用

覆を要 する農薬の 使用

第八条 するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。ときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用す 防止る

(削る)

第 に必要な措置を講じるよう努めなければならない。農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するため、八条、農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、

別 一表 第 (第七 条関係)

- メー S 1 別名ベンチオカー 匹 ク 口 口 ジ ル ブ又はチオベンカルブ)を含有する Ň N ―ジエチルチオカーバ
- 二一アミノ一三一 ク 口 口 兀 ナフトキノン (別名· A C

製剤

- N)を含有する製剤
- 三 ジオキシド 三―アリルオキシ― (別名プロ • ナゾ ĺ ンゾイソチアゾー ル を含有する製 剤 ル
- 兀 M I P ニーイソ C又はイソ プ ロピル プロカルブ) フ エニル・ を含有する製剤 メー 1 別
- 五. 工 ニーメチル チル)を含有する製剤 ―四―クロロ フェ ノキシ酢酸エチ ル (別 名

Μ

C

Р

名

ル

- 六 別 名 M ーメチル C PAチ 四オエ 兀 チル) 口 口 を含有する製剤ロフェノキシチオ歌 酢 酸 S | 工 チ
- 七 C P ニーメチル A ナトリウム 塩) クロロフェノキシ酢 を含有する製剤 i酸ナト リウム (別名)
- 剤ル ボキシラート バモイルスルファモイル) エチル 五. (別名ピラゾスルフロンエチル) を含有する製 四 六―ジメトキシピリミジン―二― ―メチルピラゾー ル ―四―カ イル
- 九 Ο 工 チル О |-メチル 一六一ニト ロフェニル) セコ
- を含有する製剤 ダリー Sーエチルへ - ブチル キサヒド ホ ス ホ ロアミドチオエ 口 Н ―アゼピ \vdash (別名ブタミホス) 力] ボ チ オ
- \vdash ニーイル (別名モリネ R S || |-| S R メチルベンジル 1 兀 を含有する製剤 S R エ 兀] テ 工 ル ポ 丰 (別名シンメ p |

- 二 S―四―クロロ―N―イソプロピルカルチリン)を含有する製剤 を含有する製剤 O·O-ジメチル=ホスホロジチオアート バニロイ (別名アニロホス ル ルメチル
- 口 フェニル) ニル) 一五一 イソプロピリデン―― ―五―シクロペンチル 一・三―オキサゾリ オキシーニーフル
- ジンー二・四一 ジオン 、別名ペントキサゾン)を含有する製剤
- 十四 ンアニリド(別名イナベンフィド)を含有する製剤 四一クロローニー (α-ヒドロキシベンジル) イソニコ
- 十 五 R S (三―クロロフェニル)
- 別名インダノファン) ポキシプロピル] を含有する製剤 エチルインダン―一・三―ジオン
- 剤 | チル― 四| カルボキサミド 卢 五―ジヒドロ―五―オキソ―一H―テトラゾール クロロフェニル) (別名フェントラザミド) を含有する製 N-シクロヘキシル-N-
- 十七 メチル ペンターーー $\widehat{\mathbb{E}}$ S エン | |= |-Н オー 四 ル 兀 ク (別名ウニコナゾールP) 口 トリ 口 フェ アゾ ル] ル 应 兀 イ
- 含有する製剤
- ―ジメチル―二― $\begin{bmatrix} \exists R & S \cdot \exists R & S \end{bmatrix}$ Н _ | 四四 **一**クロ 四一トリアゾール ロフェニル) — 应
- 十九 有する製剤 ル)ペンタン一三一オール (二―クロロベンジル) 一三― (別名パクロブトラゾール) を含 ―メチル―
- 二 十 別名べ チオビシクロ ニルエチル) <u>=</u> | ンゾビシクロン) (二―クロロ―四―メシルベンゾイル) ―二―フェ ウレア クロン)を含有する製剤[三・二・一」オクター (別名クミルロン) 一一エン一四一オン を含有する製剤
- CPBエチル)を含有する製剤 -メチル 应 ―クロロフェノキシ酪酸エチル (別名 M

- 二十三 N・N―ジエチル―三―メシチルスルホニル―一H―一ト(別名IBP)を含有する製剤二十二 〇・〇―ジイソプロピル―S―ベンジルチオホスフェー
- ストロール)を含有する製剤 ・二・四―トリアゾール―――カルボキサミド (別名カフェンニ十三 N・N―ジエチル―三―メシチルスルホニル―一H――
- 二十四 一一 [二一(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルージーロー))を含有でを襲弃
- 尿素(別名シクロスルファムロン)を含有する製剤

(四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル)

ルコー三ー

- リド(別名エトベンザニド)を含有する製剤二十五 二・三―ジクロロ―四―エトキシメトキシベンズアニ

- PAエチル又は二・四―Dエチル)を含有する製剤 二十九 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸エチル(別名二・四
- 三十一 四― (二・四―ジクロロベンゾイル) ―一・三―ジメチラゾキシフェン)を含有する製剤 メチルピラゾール―五―イルオキシ] アセトフェノン (別名ピー) ニー [四― (二・四―ジクロロベンゾイル) ―一・三―ジ
- | レート| を含有する製剤 | ルー五―ピラゾリル―p―トルエンスルホネート(別名ピラゾ| エ十一 四―(二・四―ジクロロベンゾイル)――・三―ジメチ
- 三十三 二・六―ジブロモ―ニ―メチル―四―トリフルオロメる製剤 ―イル=エタンスルホナート(別名ベンフレセート)を含有す三十二 二・三―ジヒドロ―三・三―ジメチルベンゾフラン―五

カルボキスアニリド(別名チフルザミド)を含有する製剤 丰 、 シ ー 四一トリフルオロメチル―一・三―チアゾール― 五.

三十四四 O・S-ジメチル-N-アセチルホスホロアミドチオエ <u>ኑ</u> を含有する製剤

三十五 チル―六―トリフルオロメチルピリジン―三・ S・S―ジメチル ジフルオ 口 メ チル 五 ―ジカル 几 ボ

チオアー ŀ 、別名ジチオピル) を含有する製剤

三十七 三―(ジメトキシホスフィニット・) 尿素(別名ダイムロン)を含有する製剤 三十六 (α・α—ジメチルベンジル) —三— (パラトリル

三十八 シス・ クロトンアミド (四・六―ジメトキシ―一・三・五―トリアジン― (ジメトキシホスフィニルオキシ) (別名モノクロトホス) を含有する製剤 ·N―メチル

イル) <u>|</u>三 一—メトキシエトキシ)フェニル

ルホニル]

尿素

(別名シノスルフロン) を含有する製剤

三十九 (二―エトキシフェノキシスルホニル) 尿素 フロン) (四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル) ―三 を含有する製剤 (別名エトキシ

四十 ルフロン)を含有する製剤 ル ピラゾール―五―イルスルホニル] 尿素 メチル―四― (四・六―ジメトキシピリミジン―二―イル) ーメチル 一二Hーテトラゾール (別名アジムス 五

四十 ・二・五・六―テトラヒドロピロロ を含有する製剤

四十二 キノリン―四―オン(別名ピロ $_{\mid}^{\alpha}$ (二-ナフトキシ) プロピオンアニリド 丰 ロン) (別名ナプ

四十三 ロア リド) 二―メチルチオ―四・六―ビス(エチルアミノ) を含有する製剤 s |

十四四 トリアジン(別名シメトリン)を含有する製剤 ブチル フ エ ブチル= キシ) を含有する製剤 フェノキシ」 (R) | -| -| -| プロピオナート 四 (四一シアノ一二一フルオ (別名シハロホッ

四十五 一セコンダリーブチルフェニル―N―メチルカーバメ

(別名BPMC) を含有する製剤

- 四十六 を含有する製剤 ピリジル(メチル) 〇―三―tert―ブチルフェニル チオカルバマート (別名ピリブチカルブ =六一メトキシーニ
- セトアニリド 二一クロ 口 別名ブタクロ ジエチ ル ル N を含有する製剤 (ブトキシメ チ

]

- 含有する製剤 ル)―三・三―ジメチルブチルアミド R S ブロモ— N | α (別名ブロモブチド) α―ジメチルベンジ を
- 四十九 Sーベンジル= 一・二―ジメチル プロピル(エチル) チ
- オカルバマー ŀ (別名エ スプ 口 -カ ルブ) を含有する製剤
- 五.十 含有する製剤 エチルジチオホスフェー O • ―ジイソプ ロピ \vdash ル (別名S AP又はベンスリド) ンゼンスルホンアミド を
- 五十一 セトアニリド ニ―ベンゾチアゾール (別名メフェナセット) を含有する製剤 一二一イルオキシーNーメチル
- 五十二 ラゾール―四―カルボキシラート ニーイルカルバ チル=三― クロ モイ 口 ル スル 五. フ 回 (別名ハロスルフロンメチル アモイル) ・ 六―ジメトキシピリミ メチル L°
- を含有する製剤
- 五十三 香酸メチル(別名ビフェノックス)を含有する製剤 五―(二・四―ジクロロフェ ノキシ) ーニー ニトロ 安息
- 五. 四 、別名ピリミノバ オキシ) メチル=二― | 六| ックメチル) 回 • メトキシイミノエチル) 六―ジメトキシピリミジン―二― を含有する製剤 ベンゾエート
- 五十五 スルフロンメチル)を含有する製剤 カルバモイルスルファモイル) — プロピルアミノ) メチル ―メチルチオ―四―エチルアミノ $_{\mid}^{\alpha}$ 回 ・ 六 ― ジ メ ト キ シ ピ リ ミ ジ ン ― 二 ― イ トリアジン 0―トルアート (別名ジメタメトリ (別名ベン

ン)を含有する製剤

- ロホス)を含有する製剤) -O・O-ジー n-プロピルジチオホスフェート (別名ピペコー) - S- (ニーメチル-) - ピペリジル-カルボニルメチル
- —カルボチオアート(別名ジメピペレート)を含有する製剤 五十八 S———メチル———フェニルエチル=ピペリジン——
- 有する製剤―キシリル)―DL―アラニナート(別名メタラキシル)を含五十九―メチル=N―(二―メトキシアセチル)―N―(二・六五十九―メチル=N―(二・メトキシアセチル)―N―(二・六
- ェノキシフェニル)アセトアミド(別名メトミノストロビン) 六十 (E) ―二―メトキシイミノ―N―メチル―二―(二―フ
- | イルチオ)―三―メチル―二―ベンゾフラン―一(三H)―オ|| 六十一 (RS)―七―(四・六―ジメトキシピリミジン―二―|| を含有する製剤

(別名ピリフタリド) を含有する製剤

- アメーレーユーカレド・ナニリド(川石チャジェレ)と名前片六十三 三―クロロ―四・四―ジメチル―一・二・三―チアジー 集剤
- <u>六十四 五―tert―ブチル―三―(二・四―ジクロロ―五―る製剤</u> アゾール―五―カルボキサニリド(別名チアジニル)を含有す
- 六十五 〇・〇―ジエチル―〇―(三―オキソ―二―フェニル―二(三H)―オン(別名オキサジアゾン)を含有する製剤 イソプロポキシフェニル)―一・三・四―オキサジアゾール―
- 六十六 N―トリクロロメチルチオテトラヒドロフタルイミド(ダフェンチオン)を含有する製剤二H―ピリダジン―六―イル)ホスホロチオエート(別名ピリ六十五 〇・〇―ジエチル―〇―(三―オキソ―二―フェニル―
- エチルチオホスフェート(別名ダイアジノン)を含有する製剤六十七 (二―イソプロピル―四―メチルピリミジル―六)―ジ別名キャプタン)を含有する製剤

付録 A は、規則第十回 使用量の最高限度 Q。は、規則第十回 (削る) Q は、 (第二条関係) ||**Q** ° 農薬を使用しようとする農地等の 規則第十四条第二項第 農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される 規則第十四 A o 条第二項第 一号に規定する単位しる農地等の面積 一号に規定する単 位 面 面 積当 積 たり 0 付 録 別 Aは、規則第七条第二項第一号に規定する以上のでは、農薬を使用しようとする農地等の面は用量の最高限度。は、規則第七条第二項第一号に規定するに、規則第七条第二項第一号に規定するに 量 一表 第二 Q は、 (第二条関係) 臭化メチルを含有する製剤 ロルピクリンを含有する製剤 (第八条関係) .. ව ං 規則第七条第二項第一号に規定する単位農薬を使用しようとする農地等の面積 規則第七条第二項第一号に規定する単位面 農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される 面 積 積当たりの 使

(農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部改正)

第二条 農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令 (昭和四十六年総理府令第二号) の 一

部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分が

あるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に 掲 げる規定 の傍線部分でこれに対応する改正

前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

する。	よるものとする。
(報告) (報告) (報告) (報告) (報告) (報告)	第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第二十九条第二項及第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第二十九条第二項及第一条 農薬取締法(以下「法」という。)第二十九条第二項及が農薬取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第四条第本び農薬取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第四条第が農薬取締法施行令(昭和四十六年政令第五十六号)第四条第二十六三(報告)
農薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令	令農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省
改 正 前	改 正 後

(表面)

第 号 年 月 日交付 農薬取締職員の証明書 発行者名 印 写 官職(職名) 氏名 生年月日 年 月 日 農薬取締法 (抜粋)

(報告及び検査)

第29条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第3条第1項、第4条第1項、第7条第8項、第9条第2項及び第3項、第10条第1項、第16条、第18条第1項及び第2項、第19条、第21条、第23条、第24条、第25条第3項、第26条第1項並びに第31条第1項及び第2項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2 (略)

- 3 第1項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があると認めるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。
- 4 第1項又は前項の場合において、第1項又は前項に掲げる者から要求があったときは、第1項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、 その身分を示す証明書を示さなければならない。
- 5 第1項及び第3項の規定による集取及び立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国内管理人に係る報告及び検査)

- 第35条 農林水産大臣又は環境大臣は、国内管理人に対し、その業務に関し報告を命じ、又はその職員に必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。
- 2 (略)
- 3 第29条第4項及び第5項の規定は第1項の規定による立入検査について、 第30条第2項から第4項までの規定は前項の規定による立入検査について、 それぞれ準用する。

(都道府県が処理する事務)

- 第43条 第23条及び第31条第2項の規定による農林水産大臣の権限並びに第29条第1項及び第3項の規定による農林水産大臣又は環境大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

$-\sim$ 三 (略)

- 四 第29条第1項若しくは第3項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項若しくは第3項若しくは第30条第1項の規定による集取若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 五 第35条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は 同項若しくは同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し た者
- 備考 1 大きさは、縦11センチメートル、横15センチメートルとする。
 - 2 発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、環境大臣若しくは地方環境事務所長又は都道府県知事とする。

(農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部改正)

第三条 農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令(平成十五

年環 境 省令第一号)の一部を次のように改正する。年農林水産省

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

		1 1	
三・四 (略)	、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場二 法第三条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し一 (略)	する。する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とえする農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とえ、農薬取締法(以下「法」という。)第二十四条ただし書に規定	改正後
三•四 (略)	、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場二 法第二条第一項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し一 (略)	る。本のでは、次に掲げる場合とする農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする農薬取締法(以下「法」という。)第十一条ただし書に規定す	改正前

(農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令の一部改正)

第四条 農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令(平成十五年環 境 省令第二号)の

一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

142			
一・二 (略) 境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	農薬取締法第三条第一項ただし書に規定する農林水産省令・環	農薬取締法第三条第一項の登録を要しない場合を定める省令	改正後
一・二 (略) 境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	農薬取締法第二条第一項ただし書に規定する農林水産省令・環	農薬取締法第二条第一項の登録を要しない場合を定める省令	改正前

(農薬取締法第十二条第一項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令の一部改正)

第五条 農薬取締法第十二条第 項の農林水産省令・環境省令で定める農薬を定める省令(平成十五 年農林 環

環省令第四号)の一部を次のように改正する。水産省

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

五年法律第百五十一号)第十七条第一項、第二十九条第一項の規定による防除を行うためは高法第十条第一項の規定による防除を行うためを使有証明を必要としている植物及びその容器を使用する農薬を除く。 一 現に法第二条第一項又は法第十五条の二第一次に農薬であって、容器又は包装に法第二条第一項又は法第十五条の一切に農薬であって、容器又は包装に法第いた農薬であって、容器又は包装に法第いた農薬であって、容器又は包装に法第いた農薬であって、容器又は包装に法第いた農薬であって、容器又は包装に法第いた農薬であって、容器又は包装に法第いた農薬であって、容器又は包装に法第いただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植ただし、対象の容器を表する場合では、対象の目的で使用する農薬、植ただし、対象の目的で使用する農薬、植ただし、対象の目的で使用する場合を含む、対象の目的で使用する場合を含む、対象の目的で使用する場合を含むました。	る。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法(昭和る。ただし、試験研究の目的で使用する農薬、植物防疫法(昭和のた農薬であって、容器又は包装に法第十八条第二項及出版でののといる農薬を除く。
省令・環境省令で定める農薬は、次の各農薬取締法(以下「法」という。)第農薬取締法第十二条第一項の農林水農薬取締法第十二条第一項の農林水	という。) 第 日令 日令 日令 日令 日 日令 日 日
	改 正 後

(愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部改正)

第六条 愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令(平成二十一年 環 境 省 令第一号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の

改 正 後 改 正 前 別表 別表 1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格 1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格 (1) (略) (1) (略) ② 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82 ② 次の表の第1欄に掲げる農薬(農薬取締法(昭和23年法律第82 号) 第2条第1項に規定する農薬をいう。) の使用に伴い残留す 号) 第1条の2第1項に規定する農薬をいう。) の使用に伴い残 るその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して生成 留するその農薬の成分である物質(その物質が化学的に変化して した物質を含む。)の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それ 生成した物質を含む。) の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、 ぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。 それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。 (略) (略) (3) • (4) (略) (3) • (4) (略) 2 · 3 (略) 2 · 3 (略)

(施行期日)

第 一条 この省令は、 農薬取 締 法 ... つ 部を改正する法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 (平成三十年十二月一日) から施行する。

(農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置)

第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定

第二条

は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計 画書 の提出について適用する。

食農 (薬取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一 部改正に伴う経過措置

第三条 この省令の 施行前に交付 した第二条の 規定による改正前 の農薬取締 法第十三条の規定による報 告及

び検査に関する省令別記様式 (次項において 「旧様式」という。) による職員の 証明 書 は 同 条 \mathcal{O} 規定に

よる改正後の農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令別記様式による職員の証 明 書

とみなす。

2 この省令の施行の際現に ある旧様式による用紙については、 当分の間、 これを取り繕って使用すること

ができる。